

学生各位

新型コロナウイルス感染症に係る課外活動制限の更新(レベル引き上げ)について

学生センター長 梶山健二

新型コロナウイルス感染の現況に基づいて学生センターで検討し、8月1日からの課外活動制限のレベルを引き上げ、「**レベル0.5**」と「**レベル1.5**」を併用します。以下に記載の内容を熟読し、適切で有意義な課外活動を実施してください。

制限の方針：

2022年8月1日(月)以降の課外活動制限のレベルは、上部団体については「**レベル0.5**」(許可制)、文化会・体育会の所属団体は感染症対策局の指示に従う前提で「**レベル0.5**」(許可制)、その他の団体は「**レベル1.5**」(許可制)とし、以下の条件を満たす場合に活動を認めます。

- ・「**レベル1.5**」の団体については、大学の夏期休業期間となる8月6日(土)～8月16日(火)には学内外を問わず活動できない。
- ・学内での活動については、学内活動届を事前に提出して許可を得る許可制とする。なお、文化会と体育会の加盟団体は、感染症対策局により活動届の事前確認を受け、指導に従うことで、許可までの期間を短縮することができる。
- ・学内での活動に学外者(卒業生を含む)が参加する場合(本学団体主催のイベント、公式戦や練習試合等を含む)、本学の学生団体が、学外者の感染対策の実施についても責任を持ち、学外者の行うべき感染対策についても活動届に明記する。また、学外者への指導監督責任者を設定し、活動届に明記する。
- ・学外での活動(合宿や公式戦等を含む)については、学外活動届を事前に提出して活動許可を得ること(なお、学外活動については、コロナ禍の前から許可制である)。
- ・合宿では、感染リスクの高い行動を避け、移動時や食事・就寝等での感染対策も徹底する。また、参加者は大学に届け出ている保証人(両親等)の同意を得ることを必須とする。
- ・活動届には、実際に行う感染対策を具体的に明記し、活動の2週間前までに顧問から学生センターへ提出する(顧問不在の団体については、複数名の執行部役員で精査し、精査した役員の氏名を明記すること)。
- ・陽性者発生時に備え、活動の実施後は活動報告(参加者リストを含む)の提出を必須とする。活動報告が未提出の団体については、翌月の活動届を受け付けられないので、必ず提出すること(団体の事情により、活動届と報告書の同時提出を認める場合がある)。
- ・2022年度版活動誓約書の内容を団体の構成員全員に周知徹底し、同誓約書を学生センターへ提出する。

禁止事項：

- ・カラオケや懇親会等は規模に依らず禁止とし、複数名で食事する際は黙食とする。
- ・一般的に感染リスクが高いとされている活動は認められない。学生センターから活動を差し止めることもあるので、団体執行部で十分に活動計画を練ること。
- ・徹夜での活動は原則として禁止するが、大会や特に重要な作業等、考慮すべき事情があれば、学生センターに詳しい事情を説明し相談すること。真にやむを得ないと判断されたものだけを認める。

- ・学内でのイベントや試合における観客の動員は原則として禁止するが、観客が存在しないと成立しないイベント等については、学生センターに詳しい事情を説明し相談すること。真にやむを得ないと判断されたものだけを認める。

注意事項：

- ・発熱や咳、のどの痛み等の症状がある場合は活動に参加せず、自宅療養して医療機関や保健室に相談する。
- ・活動においては、密を回避し、室内では適宜に換気を行う。教室での活動では、試験収容人数の3/4以内とし、密な状態での作業を避ける。
- ・感染対策として、マスクの着用を基本とするが、熱中症に注意し適宜に着脱する。
- ・学内で活動できる時間帯を原則として8:30～21:00とする。それ以降は片付けのみができる時間とし、必ず22時までに全員が下校すること。ただし、施設や設備、教室等の貸し出しは各キャンパスの規定に従う。
- ・授業や研究活動等の正課に支障ない範囲で、土・日・祝日や休暇期間中の活動を認める。
- ・団体内で感染者が発生した場合、即時に活動を中止し、必要な報告を行って指示を受ける。
- ・感染状況が悪化した場合、速やかにレベルを引き上げるので通知を見逃さないよう注意する。

以上

参考資料；

- ・「条件つきレベル0」の制限内容（2022年7月1日～7月31日）
- ・「レベル1」の制限内容（2022年6月1日～6月30日）

学生各位

新型コロナウイルス感染症に係る課外活動の制限について

学生センター長 梶山健二

新型コロナウイルス感染の現況に基づいて学生センターで検討し、7月1日からの課外活動制限レベルを「条件つきレベル0」に引き下げます。以下に記載の内容を熟読の上で、適切で有意義な課外活動を積極的に実施してください。

制限の方針：

2022年7月1日(金)以降の課外活動制限レベルは、全ての団体について、「条件つきレベル0」とし、以下の条件を満たす前提で活動を認めます。

- ・学内での活動は、学内活動届を提出して確認を受ける届出制とする。ただし、学外者（卒業生を含む）が参加する活動（本学団体主催のイベント、公式戦や練習試合等を含む）については、必ず活動届を事前に提出して活動許可を得ること。
- ・学外での活動（合宿や公式戦等を含む）については、必ず学外活動届を事前に提出して活動許可を得ること（なお、学外活動については、コロナ禍の前から許可制である）。
- ・活動届には、実際に行う感染対策を具体的に明記し、活動の2週間前までに顧問から学生センターへ提出する（顧問不在の団体については、複数名の執行部役員で精査し、精査した役員の氏名を明記すること）。
- ・陽性者発生時に備え、活動の実施後は活動報告（参加者リストを含む）の提出を必須とする。活動報告が未提出の団体については、翌月の活動届を受け付けられないので、必ず提出すること（団体の事情により、活動届と報告書の同時提出を認める場合がある）。
- ・2022年度版活動誓約書の内容を団体の構成員全員に周知徹底し、同誓約書を学生センターへ提出する。

注意事項：

- ・発熱や咳、のどの痛み等の症状がある場合は活動に参加せず、自宅療養して医療機関や保健室に相談する。
- ・活動においては、密を回避し、室内では適宜に換気を行う。教室での活動では、試験収容人数の3/4以内とし、密な状態での作業を避ける。
- ・感染対策として、マスクの着用を基本とするが、熱中症に注意し適宜に着脱する。
- ・学内で活動できる時間帯を原則として8:30～21:00とする。それ以降は片付けのみができる時間とし、必ず22時までに全員が下校すること。ただし、施設や設備、教室等の貸し出しは各キャンパスの規定に従う。
- ・授業や研究活動等の正課に支障ない範囲で、土・日・祝日や休暇期間中の活動を認める。
- ・学内での活動に学外者（卒業生を含む）が参加する場合（本学団体主催のイベント、公式戦や練習試合等を含む）、本学の学生団体が、学外者の感染対策の実施についても責任を持ち、学外者の行うべき感染対策についても活動届に明記すること。学外者への指導監督責任者を設定し、申請書に明記すること。
- ・団体内での懇親会等では、事前に各自で抗原検査やPCR検査を受け、陰性であることを確認する。抗原検査キットは学生・教職員健康相談室にて無料で受けとれる。
- ・団体内で感染者が発生した場合、即時に活動を中止し、必要な報告を行って指示を受ける。
- ・感染状況が悪化した場合、速やかにレベルを引き上げるので通知を見逃さないよう注意する。

禁止事項：

- ・一般的に感染リスクが高いとされている活動は認められない。学生センターから活動を差し止めることもあるので、団体執行部で十分に活動計画を練ること。
- ・他団体と合同の打ち上げや飲み会は厳禁とする。
- ・徹夜での活動は原則として禁止するが、大会や特に重要な作業等、考慮すべき事情があれば、学生センターに詳しい事情を説明し相談すること。真にやむを得ないと判断されたものだけを認める。
- ・学内でのイベントや試合における観客の動員は原則として禁止するが、観客が存在しないと成立しないイベント等については、学生センターに詳しい事情を説明し相談すること。真にやむを得ないと判断されたものだけを認める。

以上

レベル1ベース(許可制)の制限に移行(2022年6月1日～6月30日)

活動の前提	許可制
活動制限	レベル1を基本とし、申請を確認して、活動内容と十分な感染対策が確認できる活動を許可する。
屋内競技・屋外競技・格技 屋内施設(教室,ガレージ,部室)	活動内容と十分な感染対策が確認できる活動を対象として許可制。
学外での活動	外部での活動が必要である理由と十分な感染対策が確認できる活動を対象として許可制。 合宿の申請は特に慎重に精査する。
活動申請	活動理由および新型コロナ感染対策を記した活動許可申請を学生センターへ提出して許可を得ること (提出期限(活動の2週間前)を厳守)。 活動申請は原則として顧問から提出する(顧問不在の団体は複数の役員で精査の後に申請する)。 大会・競技会等の主催団体による開催通知がある場合は、申請に併せて提出する。 大会・競技会等への参加(学外活動届)の場合、準備や練習(学内活動届)をセットで提出する。 活動時間、施設利用については、申請内容に基づき個別に判断する。

- 団体内で感染者が発生した場合には、即時に活動を中止し、必要な報告を行って指示を受けること。
- 文化会と体育会の加盟団体は、感染症対策局により活動許可申請の事前確認を受けることで、許可までの期間を短縮することができる。
- 「十分な感染対策」とは、活動の項目ごとに、実施内容、場所、人数、時間等(密集の度合い等、感染リスクが判断できる情報)を明記し、その状況に相応しい感染予防策を示すことを指す。
- 新型コロナ感染対策はレベル3の際と同等の内容が必要である。
- 大人数が集まるイベントや、学外者が入構して活動に参加することは認められない(本学団体主催のイベントや公式戦等を含む)。ただし、公式戦や重要度の極めて高いイベントに限定し、活動許可申請に明記して許可を受ければ可能である。
- 飲食を伴う懇親会は厳禁。
- 学内における活動時間は8:30～20:30の間とする。ただし、施設や設備、教室等の貸し出しは各キャンパスの規定に従う。
- 本制限は2022年6月1日～6月30日までだが、状況によって変更する場合がある。その際に通知を見逃すことのないよう注意すること。

レベル	行政の判断, 学内の状況等	学内課外活動方針	合宿・大会など外部での活動
レベル0	感染収束, ワクチン完成	従来どおり (※全面解禁)	従来どおり (※全面解禁)
レベル1	行政による行動規制がなく, 観光など国内・国外の往来が自由に認められる. 学内で感染者が出ている.	許可制*1 申請により適切な感染対策が確認できる活動を許可する(マスク着用を原則とする). 感染状況により, 学生センターから活動について指示することがある.	許可制*1, *2 申請により適切な感染対策が確認できる活動を許可する. 懇親会等リスクの高いイベントは禁止.
レベル2	首都圏内で, 多数の感染者が出ている. 学内で多くの感染者が出て, 感染拡大の予防措置が必要.	許可制*1 申請により適切な活動内容と十分な感染対策が確認できる活動を許可する(マスク着用を原則とする). 感染状況により, 学生センターから活動について指示することがある.	許可制*1, *2 申請により外部での活動が必要である理由と十分な感染対策が確認できる活動を許可する. 懇親会等リスクの高いイベントは禁止. 合宿は申請内容を慎重に精査する.
レベル3	東京都または埼玉県に対して「まん延防止等重点措置」が適用される. 学内の課外活動で感染拡大が見られ, 活動抑制による感染対策が必要.	原則中止 特別な理由があり, 十分な感染対策により許可された活動のみ実施可能.	原則中止 大会・競技会等の特別な理由がある場合, 十分な感染対策書と主催団体による開催通知書等を提出し許可制とする. 合宿は中止.
レベル4	東京都または埼玉県に対して「緊急事態宣言」が発出される. 学内で最大限の感染対策が必要.	活動中止	中止

*1 格技や音楽, 演劇など飛沫感染リスクの高い活動については, 感染防止への十分な対策が必要であり, 申請書類に明記すること.

*2 合宿の申請は, 感染状況悪化によって直前に中止要請が出る場合があること, また, その際のキャンセル費用は自己負担となることを承諾することが条件.